

教育制度論

第13テーマ 生涯学習制度

はじめに

- ・このテーマは、補講において実施することを想定しています。

さっそく本題に……

- 以下では、常体で示します。

ようやく本題に……

- ・レジュメの補足・解説に移る。
- ・必須ではないが、レジュメをプリントアウトし、そこへ書き込む方式が解きやすい。
- ・他のテーマや他の授業で扱う内容については割愛する。

本テーマの構成

〇 生涯学習を学ぶ意味

I 古典的な生涯学習論

II 生涯学習の基礎理論(略)

III 保育者と生涯学習

本テーマの内容

0 なぜ、生涯学習について学ぶ必要があるか。

I 「生涯学び続ける」という思想は、
いつ、どこで見られるか。

II 基礎的な生涯学習論にはどのようなものがあるか(略)

III 「保育者として」生涯学習へどのように
関わっていくのか。

本テーマの内容

0 なぜ、生涯学習について学ぶ必要があるか。

I 「生涯学び続ける」という思想は、

いつ

II 基

ある

このテーマもそれなりに詳しく解説しているが、もちろんすべてを理解することを求めている。

小テストの問題を確認した後、関わる内容を重点的に見ていくという受講スタイルでも試験という意味では問題ない。

以下、本題へ戻る。



0 生涯学習を学ぶ意味

0 なぜ、生涯学習について学ぶ必要があるか。



結論としては、「生涯学び続けられる社会の整備」＝「生涯学習制度の構築」が現在は求められている、ということになる。

0 生涯学習を学ぶ意味

0 なぜ、生涯学習について学ぶ必要があるか。

→「一人の人間として」生涯学ぶ必要がある。

→「保育者として」自ら生涯学ぶ必要がある。

→「保育者として」子ども・保護者の生涯学習を支援する必要がある。



自分が生涯学び続ける必要があると同時に、他者の生涯学習を支援することが求められる。

0 生涯学習を学ぶ意味

- ・かつては、「『子どものうちだけ』、『学校でだけ』（受け身の）教育を受ける」という意識が強かった。
- ・現在は、「人間のライフステージにはそれぞれの学習課題がある」、「その課題に対応するため生涯（能動的に）学び続ける必要がある」という考え方が一般的になっている。



ライフステージ＝人間の一生における段階である。その区分の仕方は様々であり、レジュメに記したものは一例に過ぎない。

0 生涯学習を学ぶ意味

(例) ライフステージに応じた学習課題

- 就職・転職・退職
- 結婚
- 妊娠・出産
- 子育て(0歳～3歳～6歳～12歳～.....)
- 自宅、車、保険、医療、介護、年金.....
- 死



例えば「住宅の買い方」を知っている学生は
ほぼいないと推察する。

0 生涯学習を学ぶ意味

(例) ライフステージに応じた学習課題

- 就職・転職・退職
- 結婚
- 妊娠・出産
- 子育て(0歳～3歳～6歳～12歳～.....)
- 自宅、車、保険、医療、介護、年金.....
- 死



しかし、「その時」が来たならば、「住宅の
買い方」を学ぶ必要があるかもしれない。

0 生涯学習を学ぶ意味

(例) ライフステージに応じた学習課題

- 就職・転職・退職
- 結婚
- 妊娠・出産
- 子育て(0歳～3歳～6歳～12歳～.....)
- 自宅、車、保険、医療、介護、年金.....
- 死



また、保育科生は別にしても、一般的には、「子を持ったとき」にはじめて「子育て」を学ぶ。

0 生涯学習を学ぶ意味

(例) ライフステージに応じた学習課題

- 就職・転職・退職
- 結婚
- 妊娠・出産
- 子育て(0歳～3歳～6歳～12歳～.....)
- 自宅、車、保険、医療、介護、年金.....
- 死



.....というように、人生には様々な段階やイベントがあり、それごとの学習課題がある。

0 生涯学習を学ぶ意味

(例) ライフステージに応じた学習課題

- ・ライフステージに応じた学習課題へ対処するために人間は学び続ける必要がある。

こんなことは、「教育＝学校で(子どもが)受けるもの」という意識にとらわれなければ当たり前である。

他方、これまでは「一般的なライフスタイル」観に基づく常識があり、それへ身近な年長者(親など)が助言するという考え方があった.....かもしれない。



0 生涯学習を学ぶ意味

(例) ライフステージに応じた学習課題

- ・ライフステージに応じた学習課題へ対処するために人間は学び続ける必要がある。

すなわち、「〇〇歳で学校を出て、〇〇歳で家庭を持って、〇〇歳で家を建てて……」といった「一般的なライフスタイル」が想定され、その実現へ向けて保護者等が助言をする、という傾向は一部で存在したのかもしれない。



0 生涯学習を学ぶ意味

- ・ライフステージ、ライフスタイルの多様化
- ・核家族化
→助言者・支援者の消失
- ・社会全体の急速な変化



しかし、社会は変わった。家族形態は変化し、
生き方も多様化しつつある。

そして、社会の変化はますます加速している

0 生涯学習を学ぶ意味

- ・ライフステージ、ライフスタイルの多様化
- ・核家族化
→ 助言者・支援者の消失
- ・社会全体の急速な変化



10年前の大学生のどれだけが
スマートフォンを所有していたことか。

0 生涯学習を学ぶ意味

- ・ライフステージ、ライフスタイルの多様化
- ・核家族化
→ 助言者・支援者の消失
- ・社会全体の急速な変化



すなわち、10年前の学生と今の学生の
ライフスタイルは(おそらく)全く違う。

0 生涯学習を学ぶ意味

中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」

- ・「知識基盤社会」化

(レジュメ参照)



.....というような、急速な革新や多様化が進む社会を、中教審は「知識基盤社会」と呼んだ。

0 生涯学習を学ぶ意味

中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」

- ・「知識基盤社会」化

(レジュメ参照)



そこでは、「思考力、判断力、表現力」を高め、かつ、「生涯学び続けること」必要とされる。

0 生涯学習を学ぶ意味

中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」

- ・「知識基盤社会」化

(レジュメ参照)



有り体に言えば、自らの能力を更新し続けなければ社会の変化へついて行けない。

0 生涯学習を学ぶ意味

中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」

- ・「知識基盤社会」化

(レジュメ参照)



そこで、「生涯学び続けられる社会の整備」
＝「生涯学習制度の構築」が求められている。

0 生涯学習を学ぶ意味

中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像」

- ・「知識基盤社会」化

(レジュメ参照)



直近では、就職してからも研修などがある。
大学を卒業しても学習は続く。

I 古典的な生涯学習論

I 古典的な生涯学習論

1 コメニウス(略)→「教育原理」第7テーマ



I 古典的な生涯学習論

I 古典的な生涯学習論

1 コメニウス(略)→「教育原理」第7テーマ



昨年度の「教育原理」では、授業回数が限られていたため割愛したテーマである。

I 古典的な生涯学習論

I 古典的な生涯学習論

1 コメニウス(略)→「教育原理」第7テーマ

- ・J.A.コメニウス(1592-1670)「近代教育の父」
主著に『大教授学』、『汎教育』、『世界図絵』など。



さて、古典的な生涯学習論を構想した人物のひとりにコメニウスがいる。

I 古典的な生涯学習論

I 古典的な生涯学習論

1 コメニウス(略)→「教育原理」第7テーマ

- ・J.A.コメニウス(1592-1670)「近代教育の父」
主著に『大教授学』、『汎教育』、『世界図絵』など。



コメニウスは、現代の学校教育の基礎を
構想し、また、世界最初の絵入り教科書『世界
図絵』を作成した人物である。

I 古典的な生涯学習論

I 古典的な生涯学習論

1 コメニウス(略)→「教育原理」第7テーマ

- ・J.A.コメニウス(1592-1670)「近代教育の父」
主著に『大教授学』、『汎教育』、『世界図絵』など。



さらに、人間の生涯を幾つかの段階に分け、それぞれの教育課題を設定した。これは今日でいう生涯教育の考え方といってよい。

I 古典的な生涯学習論

I 古典的な生涯学習論

1 コメニウス(略)→「教育原理」第7テーマ

- ・J.A.コメニウス(1592-1670)「近代教育の父」
主著に『大教授学』、『汎教育』、『世界図絵』など。



この構想には、「誕生前」の教育(母親への教育)、「死」の教育(死の準備や死の受容)も含まれている。

I 古典的な生涯学習論

I 古典的な生涯学習論

1 コメニウス(略)→「教育原理」第7テーマ

- ・J.A.コメニウス(1592-1670)「近代教育の父」
主著に『大教授学』、『汎教育』、『世界図絵』など。



以上のように、コメニウスの生涯学習構想は
今日的観点からしても高水準な面があるが...

I 古典的な生涯学習論

I 古典的な生涯学習論

2 ポール・ラングラン(Paul Lengrand)



現在における生涯学習の源流は、一般にユネスコのラングランにあるとされる(1965)。

I 古典的な生涯学習論

I 古典的な生涯学習論

2 ポール・ラングラン(Paul Lengrand)



ラングランは、端的には「生涯にわたって学べる環境・社会づくり」を提唱した。

I 古典的な生涯学習論

I 古典的な生涯学習論

2 ポール・ラングラン(Paul Lengrand)

- 教育の垂直的統合
→ あらゆる年齢段階に教育機会を保障する。
- 教育の水平的統合
→ あらゆる場所において教育機会を保障する。



「垂直～」は、時間的統合、「水平～」は空間的統合ともよばれる。

I 古典的な生涯学習論

I 古典的な生涯学習論

3 UNESCO『未来の学習』(1972) (「フォール報告」)

(以下、略)



こうしたラングランの構想は、その後も
ユネスコの報告書などで内容が更新されて、
今日の生涯学習思想に至っている。

Ⅱ 生涯学習の基礎理論(略)



(略)と示す通り、これは割愛する。
エリクソンについては、「発達心理学」などで扱ったと推察する。

Ⅲ 保育者と生涯学習



Ⅲ 保育者と生涯学習

1 法規における生涯学習



まず、法律が三つ出てくるが、一つ目の「教育基本法」以外は眺める程度でよい。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1 法規における生涯学習

「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」



教育基本法第3条は、「教育の目的」(第1条)、「教育の目標」(第2条)に続く条文である。生涯学習が重要視されていることが分かる。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1 法規における生涯学習

「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」(1990)



そこで、生涯学習を盛んにするための法律
(レジュメの二つ目)も設けられている。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1 法規における生涯学習

「……社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」



三つ目の社会教育法では、生涯学習を振興するため、学校教育・家庭教育・社会教育の連携を求めている。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1 法規における生涯学習

「……社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする」



これまで確認してきたことをまとめると、生涯学習を以下の通り理解することができる。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1 法規における生涯学習

- ・生涯のあらゆる年齢における教育機会の保障
- ・生活のあらゆる場所における教育機会の保障
- ・社会教育、学校教育、家庭教育の連携と協力



そして、これらを担うのが国や地方公共団体である。さらに.....

Ⅲ 保育者と生涯学習

1 法規における生涯学習

- ・生涯のあらゆる年齢における教育機会の保障
- ・生活のあらゆる場所における教育機会の保障
- ・社会教育、学校教育、家庭教育の連携と協力



幼児教育の現場も、こうした生涯学習制度の構築に貢献することが求められている。

Ⅲ 保育者と生涯学習

2 幼児教育・保育と生涯学習



もっとも典型的、象徴的には、教育基本法の第11条（幼児期の教育）がある。

Ⅲ 保育者と生涯学習

2 幼児教育・保育と生涯学習

☆教育基本法第11条（幼児期の教育）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。



Ⅲ 保育者と生涯学習

2 幼児教育・保育と生涯学習

☆教育基本法第11条（幼児期の教育）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない



【重要】下線部では、幼児期の教育が生涯にわたって重要な意味を持つと明言されている。

Ⅲ 保育者と生涯学習

2 幼児教育・保育と生涯学習

☆教育基本法第11条（幼児期の教育）

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない

【重要】

そして、保育科生はすでに「生涯学習の基盤」としての幼児教育について学んでいる。



Ⅲ 保育者と生涯学習

2 幼児教育・保育と生涯学習

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」



【重要】

これである。他の授業で学ぶはずなので
詳細は省くが、以下の点は示しておく。

Ⅲ 保育者と生涯学習

2 幼児教育・保育と生涯学習

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」

- ・幼稚園が生涯にわたり連続する教育の過程の第一段階であると明確に位置付けられる。

→幼小連携の促進が強く求められる。



【重要】

「連携」よりも幼少の学修の連続性を強調した「接続」という表現もある。

Ⅲ 保育者と生涯学習

2 幼児教育・保育と生涯学習

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」

- ・幼稚園が生涯にわたり連続する教育の過程の第一段階であると明確に位置付けられる。

→幼小連携の促進が強く求められる。



【重要】 すなわち、幼稚園はすでに幼稚園単独で教育活動を行い得る機関ではない。小学校(以上の)連続した教育の一部を担う。

Ⅲ 保育者と生涯学習

2 幼児教育・保育と生涯学習

「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」

- ・幼稚園が生涯にわたり連続する教育の過程の第一段階であると明確に位置付けられる。

→幼小連携の促進が強く求められる。



なお、授業の位置付け上幼稚園を強調しているが、基本的には保育所も同様である。

Ⅲ 保育者と生涯学習

2 幼児教育・保育と生涯学習

(1)「幼児教育の実践の質向上に関する検討会」
(文部科学省、2018)



そして、近年はこうした動きもある。
この検討会は、2020年に中間報告を出した。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実
2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
3. 幼児教育の質の評価の促進
4. 家庭・地域における幼児教育の支援
5. 幼児教育を推進するための体制の構築



中間報告の概要は上の通りである。
ざっと眺めるだけでよい。
特に生涯学習と関わる提言は4になる。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実
2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
3. 幼児教育の質の評価の促進
4. 家庭・地域における幼児教育の支援
5. 幼児教育を推進するための体制の構築



これまで、家庭支援や地域支援は、どちらかといえば保育所や認定こども園が担うことを期待されていた。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実
2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
3. 幼児教育の質の評価の促進
4. 家庭・地域における幼児教育の支援
5. 幼児教育を推進するための体制の構築



しかし、この中間まとめは幼稚園も保護者の支援、地域における家庭教育の支援を行うよう提言している。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実
2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
3. 幼児教育の質の評価の促進
4. 家庭・地域における幼児教育の支援
5. 幼児教育を推進するための体制の構築



特に保護者の支援に関しては、幼稚園が「保護者等に対する学習機会・情報の提供」をすることを提言している。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実
2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
3. 幼児教育の質の評価の促進
4. 家庭・地域における幼児教育の支援
5. 幼児教育を推進するための体制の構築



これは、「幼稚園が保護者の生涯学習の機会を提供する」ことを意味する。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実
2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
3. 幼児教育の質の評価の促進
4. 家庭・地域における幼児教育の支援
5. 幼児教育を推進するための体制の構築



そもそも、前述の通り幼稚園(学校)教育、家庭教育、地域の(社会)教育の連携は、生涯学習の基盤である。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実
2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
3. 幼児教育の質の評価の促進
4. 家庭・地域における幼児教育の支援
5. 幼児教育を推進するための体制の構築



「生涯学習の担い手としての幼稚園」という位置づけが示されたといえるであろう。

Ⅲ 保育者と生涯学習

2 幼児教育・保育と生涯学習

(2)「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」(厚生労働省、2018)



一方で保育所についてはこうした検討会が設けられ、2020年に「議論の取りまとめ」を出した。

Ⅲ 保育者と生涯学習

1. 保育所保育指針を共通の基盤とした取組
2. 組織及び地域全体での取組
3. 多様な視点を得る「開かれた」取組
4. 地域における支援人材の確保・育成
5. 地域の取組と全国的な取組の連動



その概要は以上の通りである。
こちらについては、生涯学習の観点から特に
言及することはない。

Ⅲ 保育者と生涯学習

3 生涯学習を支える存在としての保育者

(1) 日本国憲法における基本的人権と生涯学習、
保育者

(2) 子育て支援と生涯学習、保育者



Ⅲ 保育者と生涯学習

3 生涯学習を支える存在としての保育者

(1) 日本国憲法における基本的人権と生涯学習、
保育者

(2) 子育て支援と生涯学習、保育者



(2)については、すでに断片的に述べた。

Ⅲ 保育者と生涯学習

3 生涯学習を支える存在としての保育者

(1) 日本国憲法における基本的人権と生涯学習、
保育者

(2) 子育て支援と生涯学習、保育者



(1)についても、別テーマや「日本国憲法」で学ぶので、以下では簡単に触れるに留める。

Ⅲ-3-(1) 日本国憲法における基本的人権と.....



Ⅲ-3-(1) 日本国憲法における基本的人権と.....

- 「教育を受ける権利」(第26条)
- 「生存権」(第25条)
- 「法の下での平等」、「幸福追求権」、「労働権」、「職業選択の自由」etc.



第25, 26条については試験という意味でも重要ではある。

Ⅲ-3-(1) 日本国憲法における基本的人権と.....

・「教育を受ける権利」(第26条)

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」



いうまでもないが、保育者は子どもの「教育を受ける権利」を保障する存在である。

Ⅲ-3-(1) 日本国憲法における基本的人権と.....

・「生存権」(第25条)

「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」



「保育を必要とする」子に対する保育の提供は生存権の保障を意味する。一見、生涯学習にはあまり関係しないが.....次の場合を考える

Ⅲ-3-(1) 日本国憲法における基本的人権と.....

- ・保護者の「教育を受ける権利」(第26条)の保障
- ・子の「生存権」(第25条)の保障

保護者の就学(大学での学修など)は子の「保育を必要とする」要件と認められる(ことが多い)。

つまり、保育所による保育は、子どもの生存権の保障とともに、保護者の教育を受ける権利(や生涯学習の機会)を保障する。



Ⅲ-3-(1) 日本国憲法における基本的人権と.....

- ・「法の下での平等」、「幸福追求権」、「労働権」、「職業選択の自由」etc.



さて、こうした人権と生涯学習、保育者の関係について、詳しくは別の機会に触れる。

Ⅲ-3-(1) 日本国憲法における基本的人権と.....

- ・「法の下での平等」、「幸福追求権」、「労働権」、「職業選択の自由」etc.



最後に、次ページで本テーマの要点を示す。

本テーマの要点

- 1 現代の社会では、生涯学び続ける必要がある。
（「知識基盤社会」）
- 2 現代に至る生涯学習論の始まりは、
およそ1960年代である。
- 3（略）→「発達心理学」などで学習
- 4 保育者は、自ら学び続ける必要があり、かつ、
他者の生涯学習を支援する存在でもある。

小テストの実施について

※以上、第13テーマは終了となる。

おわりに

- ・なかなか先が見えないからこそ、
「なすべきをなす」ことが求められると考えています。

